

## ろうきん相続定期預金

(2022年4月1日現在)

1. 商品名	ろうきん相続定期預金
2. ご利用いただける方	相続により受け取った資金(相続資金)を相続手続き完了後1年以内に預入される方。
3. 取扱期間	取扱期間に定めはございません。
4. 預入条件	相続資金からの新規の定期預金預け入れに限定させていただきます。 * 他の金融機関で相続資金をお受け取りになられた場合でも、当金庫へ預け替えいただければご利用いただけます。
5. 確認書類	相続資金であることを確認できる書類(戸籍謄本、遺産分割協議書等)および相続手続き完了後1年以内であることを確認できる書類(相続資金の受取口座通帳等)のご提示をお願いします。
6. 預金種類	証書式の「スーパー定期預金」または「大口定期預金」
7. 預入期間	1年(元金継続型または元利継続型)
8. 預金種別	単利型
9. 預入限度額	相続人の方がお受け取りになった相続資金の範囲内
10. 預入方法	
(1) 預入方法	一括してお預け入れいただきます。
(2) 預入金額	スーパー定期預金……………1円以上1,000万円未満 大口定期預金……………1,000万円以上
(3) 預入単位	1円単位
11. 払い戻し方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします。
12. 利息	
(1) 適用金利	・ 預入額に応じて、対象となる定期預金の預入日当日の店頭表示金利+年0.15%を適用させていただきます。 ・ 上乗せ金利は、初回満期日までの預入期間に限らせていただきます。 ・ 上乗せ金利は、金利情勢の動向により期間中であっても変動することがあります。 ・ 満期日以降の適用金利につきましては、満期日当日の「スーパー定期預金」1年または「大口定期預金」1年の店頭表示金利を適用させていただきます。
(2) 利払い方法	・ 満期日以降に一括してお支払いいたします。
(3) 計算方法	・ 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算を行います。
13. 税金	・ 20.315%の源泉分離課税(国税15.315%・地方税5%) * 復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。

	<p>* マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できません。（大口定期預金は除きます）なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。</p>						
14. 手数料							
15. 付加できる特約条項	マル優の取扱いができます。（大口定期預金は除きます）						
16. 満期日前解約（中途解約）の取扱い	<p>・満期日前に解約（中途解約）する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>【預入期間1年】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの預入期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </tbody> </table>	中途解約日までの預入期間	中途解約利率	6か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率	6か月以上1年未満	約定利率×50%
中途解約日までの預入期間	中途解約利率						
6か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率						
6か月以上1年未満	約定利率×50%						
17. 預金保険制度	この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本1,000万円までとその利息）で保護されます。						
18. 金利情報の入手方法	金利については窓口でお問い合わせください。						
19. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>電話番号 0120-480-975</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス <a href="http://www.niigata-rokin.or.jp">http://www.niigata-rokin.or.jp</a></p>						
20. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	<p>・東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当金庫営業推進部またはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>・また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業推進部またはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>						

新潟県労働金庫